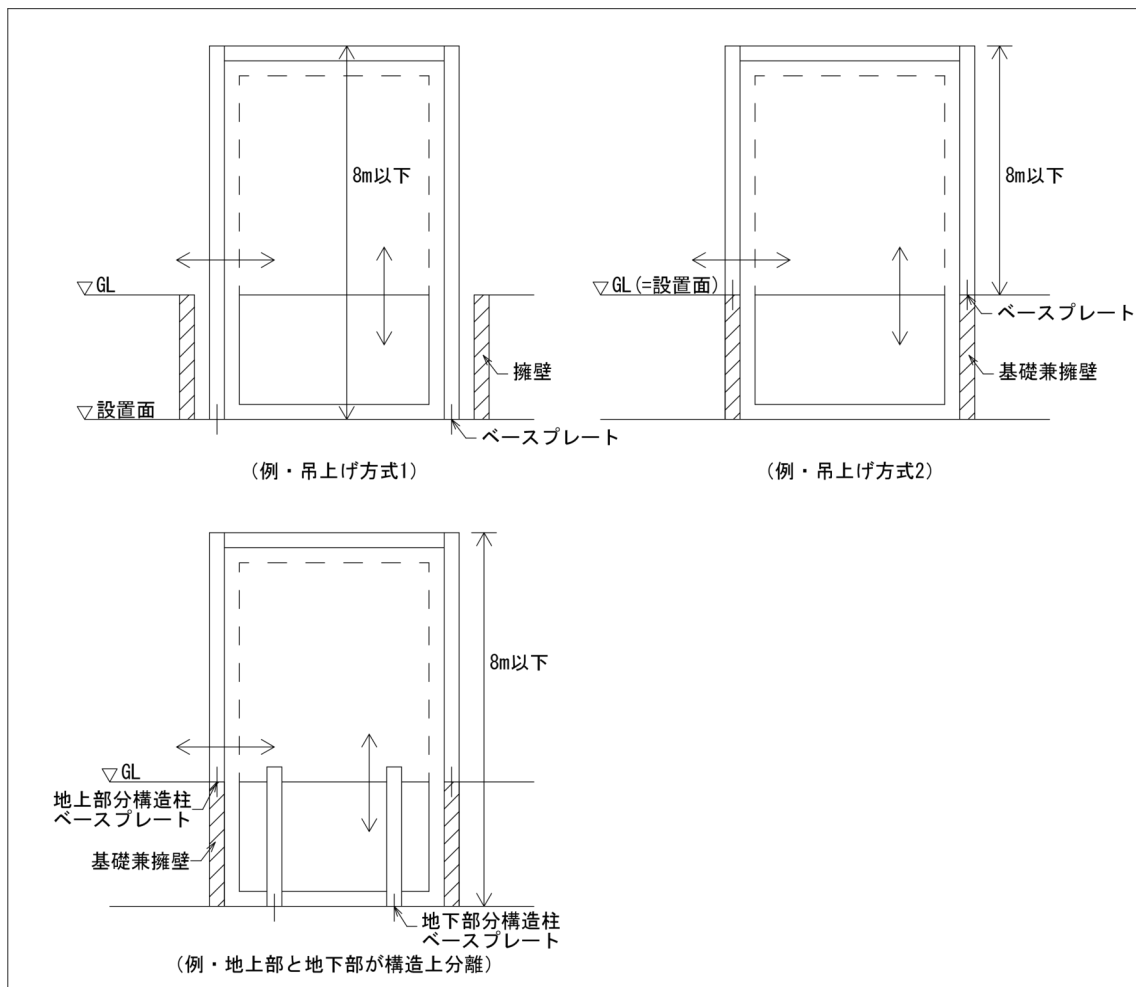


機械式自動車車庫の取扱い

- ・屋根を有する機械式自動車車庫は建築物として取り扱う。
- ・屋根を有しない機械式自動車車庫のうち、高さが8mを超えるものは建築物として取り扱う。

解説

- ・高さの取り方については、主要な骨組の設置面から、主要な骨組み又は装置上端の最も高い位置までとする。
- ・地上部分とピット部分で構造柱が分離されている場合において、機械式駐車場としては一体と考えられるため、「主要な骨組の設置面」は「ピット構造柱の設置面」として取り扱う。
- ・可動式部分及び簡易な部分（車輪止め等）は高さに含めない。



法令、関連資料

法令 法第2条第一号

資料 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 2013年版 P17